

四日市港の進捗

岸壁整備の推進を

稲垣 昭義議員

(新政みえ/旧四日市市選出)

問

本年、水深十四メートルの岸壁が供用開始されたことにより、コンテナ取扱数の増加が予想されるものの、水深十五メートルの岸壁整備予定が平成二十年代前半と幅があり、目標時期の明確な設定が必要だと考えます。また、コンテナ船の大型化も進んでおり、伊勢湾の水深から見て大型船の引き込みに対応しい四日市港は、水深十六メートルで岸壁を整備すべきと考えますがいかがでしょうか。

さらに、中部国際空港への海上アクセスに四月から四日市ルートが加わりますが、空港側ターミナル施設は利用者の視点での整備が欠けていると思います。

これらのご所見をお伺いします。



国際頭ふ浦北ヶ瀬港四日市海上コンテナターミナル

答

四日市港のコンテナ貨物量は年々増加しており、平成十七年は、二十万トコンテナに換算し、十四万五千個扱っています。現在の施設では、最大三十五万個程度まで対応できますので、今後、貨物量の増加の状況を勘案しながら、国直轄事業による、次の岸壁の整備を図る必要があると考えます。また水深十六メートルの岸壁整備は、船の大型化の状況などによっては、国と協議すべきと考えます。

海上アクセスについては、利便性が向上するよう、運航状況や空席情報を提供する就航案内表示を整備いたします。

● その他の質問事項

○ 知的財産戦略シジョンについて 他

建築確認業務の進捗

構造計算書審査体制の整備を

貝増 吉郎議員

(自民・無所属・公明議員団/旧桑名市選出)

問

構造計算書偽装問題は、建築確認制度の根幹を揺るがす大きな問題となっております。県内では、市街地の高層建築物の建築が目立つようになり、これは県が元気になった物差しでもありませんが、偽装事件により、これからの建築に歯止めがかかることを危惧します。



平成十年の建築基準法改正により、民間の検査確認機関制度が創設されましたが、信用性が薄らいでいます。今後、県や県内五つの特定行政庁である市への建築確認が増加すると考えます。そこで、これからの構造計算書の審査などに対する県の取組がたや、建築確認業務をどのように行っていくのか、お伺いします。

答

建築物の構造計算に対する県民の不安が広がっており、審査体制の充実と審査技術の高度化への取組が重要な認識をしています。平成十八年四月に、建築開発室に「構造審査高度化グループ」を設置し、必要な構造計算の実施や、構造審査マニュアルの充実、関係機関担当者の構造計算プログラムの操作研修などを行い、構造審査の充実を図ります。

また、特定行政庁への支援や連携が大切であると考えており、審査能力の向上や、県と特定行政庁間の情報共有を徹底し、県内の審査業務を強化します。

● その他の質問事項

○ 四日市港への想 他

本業にしているのか？ 県立病院

医療政策の見直しを

竹上 真人議員

(自民・無所属・公明議員団/旧松阪市・旧飯南郡選出)

問

県立病院の役割は、民間では難しく不採算といわれる高度医療等の政策医療やへき地等の地域医療を担うことです。しかし、市町村合併も進み状況が変わった今、その必要性に疑問を感じます。

また、最大の問題は医師不足の解消であり、広域行政という観点から、医療機関を補助し地域の医療を守ることが県の責務と考えます。県立病院の縮小、市への権限移譲を提案いたします。

さらに、このような状況では公営企業法を全部適用し、効率性や経済性を求めることは、県立病院が担う役割とは違うと思います。いかがでしょうか。

答

病院事業については、経営責任を明確にし、収支の健全化や各病院の機能強化に取り組むため、公営企業法を全部適用しました。県の医療政策を推進するうえで、県立病院には担うべき一定の役割があり、政策医療を進める経費として、一般会計からの支出は妥当なものと考えます。

しかし、県立病院を取り巻く環境は、市町村合併の進展、アクセスの改善、他病院の整備による医療資源の充実等大きく変化しており、健康福祉部、総務局、病院事業庁による検討会を設置し、役割や運営方法について検討を行います。

● その他の質問事項

○ 地域から福祉を考えよう 他

市町村合併を踏まえた警察署の再編について

地域の実情に応じた配置を

福田 慶一議員

(新政みえ/旧安芸郡選出)

問

市町村合併の進展に伴い、県内は二十九市町に整理され、警察行政にも影響があったと思いますが、警察署の管轄区域のあり方について、十分検討されたのでしょうか。

また、本年一月一日より新津市となり、人口規模は県内第二位、面積規模は県内で最大の都市となりました。現在、津市は津警察署と津南警察署の二署で管轄されていますが、津市全体の治安水準を考えた場合、旧河芸町など津市北部地域への警察力の増強やソフト、将来的には、津北警察署の設置が地域自治会なども望まれています。いかがお考えでしょうか。

答

警察法施行令において警察署の管轄区域の定め方の基準が規定されており、市町村合併に伴う行政区域の変更に関しても、管轄区域の適否について、その基準に照らし、地域住民の利便性などを踏まえ、多角的・総合的に検討を行いました。

警察力の配分については、県全体の治安実態に即し、バランスのとれた配分となるよう努めるべきものと考えており、また、警察署の新設についても、総合的かつ慎重に検討すべきものと考えており、今回の要望については、今後の検討の参考とさせていただきます。

● その他の質問事項

○ 人口減少社会について 他

